

タイにおける税関登録及び税関当局職員に対するトレーニング

Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei



Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィス(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

タイにおいては、商標権及び著作権に係る税関登録制度が有効であり、タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) を介した簡易な手続きで登録することができる。税関登録による水際措置は、保有知的財産の税関登録、税関当局職員に対する情報提供、税関職員へのトレーニング、被疑侵害品の差し押さえに係る手続きから成る。このうち、税関当局職員に対する情報提供・トレーニングの実例を紹介する。また、税関によるものではないが、税関以外の摘発部門による模倣品摘発の活動実態についても紹介する。

■タイにおける税関登録

タイにおいては税関登録制度が有用である。手続きは簡素なものであり、登録はタイ知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) を介して行われる。登録対象となる知的財産は商標権と著作権であり、輸出入物品が当局による監視の対象となる。登録に際しては委任状、保証状、登記簿といった簡単な書類を用意すればよく、登録手続きは一両日を以って完了し、更新は対象知的財産権の更新時のみに必要とされる (即ち毎年、2年毎等の更新は不要)。

尚、税関による差止は権利者による登録、申立の他、職権による押収も認められており、税関による自発的な被疑製品拘留も発生し得る。特許及び意匠は登録や監視の対象外とされているが、中央知的財産・国際貿易裁判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC) による差止命令が発効された場合には、当該命令による差し押さえが可能である。税関登録による水際措置の手順は以下の通りである。

- (1) 保有知的財産の税関登録
- (2) 税関当局職員を対象とする真贋判断基準等についての情報提供・トレーニング（任意）
- (3) 税関による監視を通じて被疑製品が発覚した場合、当局は職権によりこれを拘留し、権利者もしくはその代理人に対して真贋判断を照会する。権利者による確認の結果模倣品と判断され、これに対する模倣者の抗弁がない場合、模倣品は押収され、模倣者に対して罰金が課される。模倣者による抗弁がある場合、事案は公判のため CIPITC に移送される。

上記の内、(2)について、2014年8月末に当所（Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.）主導による税関（及び DIP、警察）への職員を対象としたトレーニング（ワークショップ）が開催されたので、以下に概要を紹介する。

■ 税関当局職員対象ワークショップ

ワークショップは8月28日（警察当局対象）、29日（税関、DIP、特捜部、消費者保護局の各当局対象）の両日、バンコク内ホテルの会議室にて開催された。



ワークショップは参加企業による真贋判断基準に関わるプレゼンテーションに引き続き、実際の製品を手にした説明及び質疑応答が展開され、所轄当局職員への有効な情報提供が図られた。

今回、プレゼンテーションは、いずれもグローバルブランドを保有するヨーロッパ5社、アメリカ2社の計7社により行われた。

今回、当局からの参加人数は以下の通り。

当局	参加者
経済犯罪制圧局	60名
司法省特別捜査部	20名
知的財産局	15名
税関	62名
消費者保護局	10名
合計	167名



最後に、税関以外の摘発部門による活動実態について、最近の事例を紹介する。

〔特捜部、2千万バーツ相当の模倣品を摘発〕

司法省特別捜査部（Department of Special Investigation : DSI）長官 Chatchawan Suksomjit 氏他特捜部スタッフは、8月初めに開かれた記者会見において、有名サッカークラブのユニフォーム模倣品、及びその製造機器およそ2千万バーツ相当を、バンコク及びノンタブリの8拠点にて摘発したと発表した。

周到な調査を通じて、特捜部はバンコク及びノンタブリにおけるアパレル製品の模倣品ネットワーク（刺繍・縫製や梱包に関わる8拠点、及び販売に関わる2

拠点) の存在をつきとめた。模倣品は国内のみならず海外市場への流出も確認され、特捜部は CIPITC より令状を取得した上で、対象全拠点における一斉摘発を敢行した。

摘発拠点の内、バンコクの Bangbon 地区においては、リバプール、マンチェスター・ユナイテッド、チェルシーといった有名サッカークラブユニフォームや、アディダス、ナイキ、プーマ、アンブロ等のブランド品 10,534 点の他、製造機器そして 10 万点を超える素材類等、合計で 2 千万パーツ以上相当の物品が押収され、現場責任者が逮捕された。一方、バンコク及びノンタブリの販売拠点 2 箇所では、1,760 点のスポーツシャツが押収されている。

会見において特捜部長官は、知的財産侵害は早急かつ系統的対応を要する課題である旨を強調し、タイが模倣品の巣窟であるとの汚名を払拭すべく、今後も継続して模倣品摘発に注力すると語った。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)